

株 主 各 位

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号9階
株式会社パパネッツ
代表取締役社長 伊藤 裕昭

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第28回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://papanets.co.jp/>)

上記ウェブサイトアクセスしていただきIR情報にてご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項の株主総会参考書類をご検討の上、2023年5月26日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- 日 時 2023年5月29日（月曜日）午前10時
- 場 所 埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目5番17号
当社本社8階会議室
- 目的事項
報告事項 第28期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

以 上

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://papanets.co.jp/>) でお知らせいたしますのでご確認ください。

事業報告

(2022年3月1日から
2023年2月28日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度（2022年3月1日～2023年2月28日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染拡大に見舞われるも、withコロナの新たな段階への移行と共に個人消費も緩やかな持ち直しの動きが見られ、更に、外国人入国制限の緩和や全国旅行支援施策の実施等による人流増加等経済社会活動の正常化が進みました。一方ロシア・ウクライナ情勢の長期化、エネルギー価格や原材料価格の高騰、不安定な外国為替相場状況等もあり依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社は経営理念である「我々はお客様第一であり、企業の繁栄は御客様を増やす以外にないのである。常なるサービスは御客様の為であり、御客様の要望を満足させるべく会社を変化・発展させる事こそ我が社の唯一の道である。」のもと、管理会社サポート事業、インテリア・トータルサポート事業を推進してまいりました。

当事業年度において、管理会社サポート事業については、建物定期巡回サービス、トランク・コンテナ点検サービス、マンスリーマンションサービスそれぞれ売上が増加したことから、売上高は、2,899,281千円（前事業年度比15.5%増）になりました。

また、インテリア・トータルサポート事業については、住宅購入者向けのインテリアフェアは再開しているものの、コロナ禍前の水準までは戻らず、売上高は1,089,001千円（前事業年度比0.6%減）に留まりました。

この結果、当事業年度の売上高は4,007,972千円（前事業年度比10.4%増）となり、営業利益は293,892千円（前事業年度比21.4%増）、経常利益は294,100千円（前事業年度比21.1%増）、当期純利益は202,369千円（前事業年度比28.8%増）となりました。

② 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、2020年に始まった新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限等が緩和され、国内の経済活動はコロナ禍前の状態に近づき、また海外からの旅行者の増加も予想されますが、ロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクの高まりによるエネルギー価格や原材料の高騰による物価上昇など厳しい経営環境・経済環境が続くものと思われまます。

当社は、賃貸事業や宿泊関係事業の合理化が必要となるこれらの経営環境を好機と捉えております。管理会社サポート事業については、建物定期巡回サービス、トランク・コンテナ点検サービスともに、社会生活の変化にともない、需要は拡大するものと考えております。また、マンスリーマンションサポートサービスにおいては、コロナ禍で減少した企業の研修等の短期利用賃貸が再開され、マンスリーマンションの清掃作業等のサービス提供は増加すると見込んでおります。

インテリア・トータルサポート事業では、住宅メーカー主催のインテリアフェアも既に再開されており、インテリアフェアの規模もコロナ禍前の水準に戻ることが予想され、配送量も増加すると考えております。

このことを踏まえ、2024年2月期は売上高4,373,748千円（前事業年度比9.1%増）、営業利益339,380千円（前事業年度比15.5%増）、経常利益318,464千円（前事業年度比8.3%増）、当期純利益207,473千円（前事業年度比2.5%増）をそれぞれ見込んでおります。

(2) 資金調達状況
該当事項はありません。

(3) 設備投資状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は「大いなる御用聴きカンパニー」をスローガンに掲げ、既存事業の強化を進めながら、事業領域の枠にとらわれず、幅広くお客様にサービスをご提供し、次代に向けた社会に貢献できる事業の拡大を目指してまいります。そのために、当社として、対処すべき課題は、以下のよう
に考えております。

① 人財確保・人財育成

当社の活動する業界は、労働集約型の産業でもあることから、当社事業の継続的な発展を実現するためには、人財(注1)の確保及び人財育成は最重要課題であると認識しております。そのために、新規採用、事業展開等を勘案したうえで必要な人財を適時採用する他、当社独自のカリキュラムを用いた人財共育(注2)、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

また、当社と業務委託契約を締結する事業主等(以下「パートナー」という。)との提携も引き続き進めてまいります。

(注1) 当社では人材こそが最大の経営資源であるという考えから、人材を人財と表しております。

(注2) 当社では教育を「教えて育つのではなく、共に育つ」との考えから共育と表しております。

② 営業拠点の拡大

当社のお客様は全国広域にビジネス展開をされている企業が多数です。そのため、全国各地での業務委託を望まれております。今後は、全国配送ネットワーク(以下、「パパネット」という。)の強化と当社のパートナー並びに自社による支店・営業所の拡大が必要と考えております。

③ 事業資金の安定確保

当社では、更なる事業拡大及び安定経営を見据え、資金調達手段の多様化を計画的に行うことで、中期・長期に安定した成長のための財務強化に努めてまいります。

④ 新規事業への進出計画策定

当社は、主に不動産管理会社及びマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを、全国のパートナー及びパパネットを通じて事業展開しておりますが、既存顧客のみに偏ることのない事業展開を行うことが当社の安定的な発展には必要であると
考えております。そのためには、全国のパートナー及びパパネットを活用した新規事業の開拓及び業務サポートシステムの開発を常に意識して計画を策定してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第25期 2020年2月期	第26期 2021年2月期	第27期 2022年2月期	第28期 2023年2月期 当事業年度
売上高 (千円)	3,643,856	3,541,515	3,629,241	4,007,972
営業利益 (千円)	255,811	161,906	242,130	293,892
経常利益 (千円)	253,659	157,159	242,851	294,100
当期純利益 (千円)	174,381	111,443	157,073	202,369
1株当たり当期純利益 (円)	1,010.91	646.05	910.57	1,173.16
純資産 (千円)	503,491	606,309	756,483	950,227
総資産 (千円)	1,440,372	1,961,129	1,987,360	2,091,670
1株当たり純資産 (円)	2,918.65	3,514.70	4,385.27	5,508.43

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は不動産管理会社、マンスリーマンション運営会社、ハウスメーカー及び不動産流通会社等取引先のサポート業務として管理会社サポート事業とインテリア・トータルサポート事業を大都市圏中心に展開しております。

管理会社サポート事業として、取引先のマンション、アパート、ビル並びにコンテナといった管理物件について当社と契約している事業者にも業務を委託し、巡回による点検等を行っております。

インテリア・トータルサポート事業として、二人体制で大型商材の運送、開梱、組み立て、設置までを独自の配送ネットワークを用い展開している他に、インテリアコーディネートサービス等を行っております。

当社では取引先からの要望を汲み取り、サービスに展開することを「御用聴き」と称しております。当社の事業内容は不動産管理会社、マンスリーマンション運営会社、ハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを行う御用聴き事業の単一セグメントです。

(8) 主要な営業所及び従業員の状況

① 営業所 (2023年2月28日現在)

名 称	所 在 地
本社	埼玉県越谷市
関東支店	埼玉県越谷市
東京営業所	東京都江東区
関西支店	大阪府豊中市
福岡営業所	福岡県福岡市
名古屋営業所	愛知県あま市

② 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	5名増	43歳3ヵ月	4年8ヵ月

(注) 平均勤続年数は、2015年3月の株式会社三協運輸サービスからの事業分割受入時が起点です。

(9) 主要な借入先及び借入額（2023年2月28日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社武蔵野銀行	268,612
株式会社埼玉りそな銀行	247,586
株式会社足利銀行	59,540
株式会社常陽銀行	59,200

(10) その他株式会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 690,000株
- (2) 発行済株式の総数 172,500株
- (3) 当事業年度末の株主数 8名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社花明	80,000株	46.38%
中本 久富	31,900株	18.49%
伊藤 裕昭	14,500株	8.41%
二田 泰久	13,300株	7.71%
宮崎 恵子	12,100株	7.01%
柳澤 謙介	10,300株	5.97%
早坂 貴幸	10,300株	5.97%
松本寝具株式会社	100株	0.06%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	第 2 回新株予約権
新株予約権の数 当社取締役（社外役員を除く） 当社監査役 社外取締役	520個 44個 4 個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く） 当社監査役 社外取締役	5 名 1 名 1 名
新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社取締役（社外役員を除く） 当社監査役 社外取締役	(新株予約権 1 個につき25株) 当社普通株式 13,000株 当社普通株式 1,100株 当社普通株式 100株
新株予約権の行使価額	1 株当たり2,000円
新株予約権の行使期間	2021年 6 月 1 日から2028年 3 月22日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、当社が株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づき提出する2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における、発行者情報に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、経常利益が下記(a)または(b)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として行使することができる。</p> <p>(a) 経常利益が200百万円を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>(b) 経常利益が300百万円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p>

(2) 当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

名 称	第 2 回新株予約権
新株予約権の数	390個
保有人数 当社従業員	52名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	(新株予約権 1 個につき25株) 当社普通株式 9,750株
新株予約権の行使価額	1 株当たり2,000円
新株予約権の行使期間	2021年 6 月 1 日から2028年 3 月22日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、当社が株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に基づき提出する2021年2月期から2025年2月期のいずれかの事業年度における、発行者情報に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、経常利益が下記(a)または(b)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として行使することができる。</p> <p>(a) 経常利益が200百万円を超過した場合 行使可能割合：50%</p> <p>(b) 経常利益が300百万円を超過した場合 行使可能割合：100%</p> <p>なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
伊藤 裕 昭	代表取締役社長	一般社団法人三安協代表理事
二田 泰 久	専務取締役	事業統括本部長
宮崎 恵 子	常務取締役	管理本部長兼管理部長
柳澤 謙 介	取締役	管理本部総務部長
早坂 貴 幸	取締役	西日本事業部長
武田 茂	社外取締役	武田公認会計士事務所所長 税理士法人KOA代表社員 キャノントッキ株式会社監査役 一般社団法人三安協監事
長池 知 己	監査役(常勤)	
澤田 雪 児	社外監査役	澤田公認会計士事務所所長
細川 律 夫	社外監査役	越谷総合法律事務所 弁護士
横塚 章	社外監査役	あかね法律事務所 弁護士

(注) 社外監査役澤田雪児氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役武田茂氏、並びに監査役長池知己氏、監査役澤田雪児氏、監査役細川律夫氏及び監査役横塚章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約はすべての取締役及び監査役を被保険者としており、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の場合には補填の対象としないこととしております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報 酬	
	支給人員(名)	支給額(千円)
取締役(社外取締役除く)	5	139,100
監査役(社外監査役除く)	1	10,400
社 外 取 締 役	1	3,900
社 外 監 査 役	3	5,200
合 計	10	158,600

(注) 1. 当事業年度末における取締役は6名、監査役は4名であります。
 2. 新株予約権による報酬及び使用人兼務役員の使用人分給与は含んでおりません。
 3. 2020年5月20日開催の第25回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額金2億円以内(使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まないものとする。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役1名)です。また、2020年5月20日開催の第25回定時株主総会において、監査役の報酬額を年額金5千万円以内と決

議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

4. 上記のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額7,434千円（取締役5名6,794千円、監査役1名640千円）を計上しております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①個別固定報酬に関する方針

株主総会で決議された報酬限度の範囲内において、各取締役の職務内容、役割、成果実績及び社会情勢等を総合的に勘案して取締役会で決定する。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場にあるために業績要素を一切加味しない月額固定報酬とする。

②業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は賞与のみとし、金銭により年1回支払いを検討する。支給基準は会社の業績及び個人の業績評価に基づき算定するため、支給しないこともある。

③非金銭報酬に関する方針

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

いずれの社外役員においても、重要な兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	武田 茂	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し公認会計士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	澤田 雪児	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回すべてに出席し、監査役会13回のうち13回に出席し公認会計士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	細川 律夫	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回、監査役会13回のうち11回に出席し弁護士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。
	横塚 章	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回、監査役会13回のうち13回に出席し弁護士としての知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 Mooreみらい監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,800千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

該当事項はありません。

(5) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステークホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の上で最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行ってまいります。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況

イ. 取締役会

当社の取締役会は、6名の取締役(うち社外取締役1名)で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会を毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役会制度を採用しており、4名(うち社外監査役3名)で構成されております。監査役会は原則として毎月1回定期的な開催に加え、重要事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

監査役は、監査役監査規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。

監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視し、適宜必要な意見を述べております。

また、常勤監査役は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会にも出席し、全社的なリスク管理体制、コンプライアンスの状況を監視しております。

なお、定款において監査役の定数を5名以内としております。

(3) 内部統制システム整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【1,596,239】	【流動負債】	【604,997】
現金及び預金	984,633	買掛金	76,501
売掛金	556,405	1年内返済予定の長期借入金	151,512
商品	33,886	未払費用	266,126
貯蔵品	6,686	未払法人税等	49,693
前払費用	13,254	未払消費税等	21,021
その他	1,371	前受金	1,972
【固定資産】	【495,431】	預り金	14,960
(有形固定資産)	(369,743)	賞与引当金	8,570
建物	118,925	役員賞与引当金	14,640
車両運搬具	4,869	【固定負債】	【536,445】
工具、器具及び備品	2,727	長期借入金	483,426
土地	234,220	役員退職慰労引当金	48,772
建設仮勘定	9,000	その他	4,247
(無形固定資産)	(73,243)	負 債 合 計	1,141,442
特許権	23,651	純 資 産 の 部	
電話加入権	451	【株主資本】	【950,203】
ソフトウェア	41,321	資本金	50,000
ソフトウェア仮勘定	7,820	(資本剰余金)	(114,450)
(投資その他の資産)	(52,444)	その他資本剰余金	114,450
長期前払費用	184	(利益剰余金)	(785,753)
繰延税金資産	31,583	利益準備金	3,766
敷金及び保証金	20,430	その他利益剰余金	
その他	246	別途積立金	2,000
		繰越利益剰余金	779,986
		【新株予約権】	【23】
		純 資 産 合 計	950,227
資 産 合 計	2,091,670	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,091,670

損益計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		4,007,972
売上原価		2,765,874
売上総利益		1,242,098
販売費及び一般管理費		948,205
営業利益		293,892
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	502	
受取手数料	2,316	
預り保証金精算益	1,753	
その他	1,164	5,737
営業外費用		
支払利息	4,767	
為替差損	762	5,530
経常利益		294,100
特別利益		
固定資産売却益	88	88
特別損失		
災害による損失	360	360
税引前当期純利益		293,828
法人税、住民税及び事業税	97,105	
法人税等調整額	△5,646	91,458
当期純利益		202,369

株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 資 合 主 本 計			
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
当 期 首 残 高	50,000	114,450	114,450	2,903	2,000	587,104	592,008	756,459	23	756,483
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当				862		△9,487	△8,625	△8,625		△8,625
当 期 純 利 益						202,369	202,369	202,369		202,369
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 合 計 (純 額)									—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	862	—	192,882	193,744	193,744	—	193,744
当 期 末 残 高	50,000	114,450	114,450	3,766	2,000	779,986	785,753	950,203	23	950,227

【個別注記事項】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～31年
車両運搬具	2年～6年
工具、器具及び備品	4年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権	8年
ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

① 管理会社サポート事業

管理会社サポート事業においては、主に建物定期巡回サービス、レンタルコンテナ点検サービス、マンションサポートサービスの提供等を行っており、建物巡回清掃、コンテナ巡回、室内清掃等のサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。また、一部、顧客の契約者からの問い合わせ対応等のコールセンターサービスを提供しておりますが、これは契約期間にわたり均一のサービスを提供するため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

管理会社サポート事業のサービスに関する取引の対価は、サービスの提供後、概ね1ヶ月以内に受領しております。

なお、管理会社サポート事業におけるサービスの提供について紹介料等が生ずる場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該紹介料等の見積額を控除した金額で算定しております。この紹介料等の見積額は、あらかじめ契約などで決定していることが多いことから、当該契約に基づき算定しております。

② インテリア・トータルサポート事業

インテリア・トータルサポート事業においては、主に全国ツーマン配送ネットワークサービス、一般商材の配送サービスの提供等を行っており、配送、設置等のサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

インテリア・トータルサポート事業のサービスに関する取引の対価は、サービスの提供後、概ね1ヶ月以内で受領しております。

③ その他

その他においては、主に当社が所有する不動産の賃貸等を行っており、賃貸借契約に基づく賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、紹介料等の顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高、販売費及び一般管理費はそれぞれ8,282千円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に変更はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

建物（純額）	83,149千円
土地	139,974千円
計	223,124千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	15,672千円
長期借入金	166,296千円
計	181,968千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 82,498千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 172,500株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月20日 定時株主総会	普通株式	8,625	50.00	2022年2月28日	2022年5月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,075	70.00	2023年2月28日	2023年5月30日

③ 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高（千円）
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
第2回 新株予約権 (注) 1	普通株式	23,950	-	-	23,950	23
合計		23,950	-	-	23,950	23

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
賞与引当金	7,951
役員退職慰労引当金	16,709
未払社会保険料	1,189
未払事業税	4,786
未払事業所税	707
その他	239
繰延税金資産合計	31,583
繰延税金資産純額	31,583

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、経営会議で策定された資金繰り計画に照らして、適宜必要な資金(主に銀行借入)を調達し、短期的な運転資金に関しても銀行借入により調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。借入金については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で15年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金等は、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において、当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

2. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち29.01%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金(※2)	634,938	626,205	△8,732

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払費用」「未払法人税等」「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※)	—	626,205	—	626,205
負債計	—	626,205	—	626,205

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、埼玉県においてオフィスビル(土地を含む)、倉庫、アパート、神奈川県にトランクルームを有しております。オフィスビルの一部については、自社のオフィスとして使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	決算日における時価
賃貸等不動産	220,960	171,755
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	131,763	222,093

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として直近の「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額によっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主(個人)が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	55,000	一般貨物運送事業	なし	関東圏内の配送委託	関東圏内の配送委託料の支払	259,125	未払費用	21,440

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には含まれております。

2. 取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産 5,508円43銭

1株当たり当期純利益 1,173円16銭

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	管理会社サポート 事業	インテリア・ トータルサポート 事業	その他事業	合計
共同配送収入	—	637,507	—	637,507
建物巡回清掃売上	606,151	—	—	606,151
運送売上	258,812	302,363	—	561,175
コンテナ巡回売上	470,234	—	—	470,234
室内清掃売上	495,561	—	—	495,561
ホテル清掃売上	222,280	—	—	222,280
販売売上	469,062	54,303	2,122	525,488
その他	377,178	94,828	—	472,006
顧客との契約から生じる収益	2,899,281	1,089,001	2,122	3,990,406
その他の収益	—	—	17,566	17,566
外部顧客への売上高	2,899,281	1,089,001	19,689	4,007,972

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

独立監査人の監査報告書

2023年4月25日

株式会社 パパネッツ

取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員

公認会計士 梅澤 慶介

業務執行社員

指定社員

公認会計士 井出 嘉樹

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パパネッツの2022年3月1日から2023年2月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を適切に整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Mooreみらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月27日

株式会社パパネッツ 監査役会

監査役（常勤）	長池知己	Ⓔ
監査役（社外監査役）	澤田雪児	Ⓔ
監査役（社外監査役）	細川律夫	Ⓔ
監査役（社外監査役）	横塚章	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付けており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき70円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は12,075,000円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年5月30日（火曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	職名	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有株式数(株)
1 (再任)	代表取締役社長	伊藤 裕昭	1973年3月5日	1991年7月 株式会社三協運輸サービス入社 2003年4月 株式会社パパサン取締役就任 2004年12月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2013年12月 当社代表取締役社長就任(現任)	14,500
2 (再任)	事業統括本部長	二田 泰久	1971年4月21日	1990年4月 株式会社三協運輸サービス入社 2003年4月 株式会社パパサン取締役就任 2004年12月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2013年12月 当社専務取締役就任(現任) 2020年9月 当社事業統括部長兼東日本事業部長就任 2023年3月 当社事業統括本部長(現任)	13,300
3 (再任)	管理本部長 兼管理部長	宮崎 恵子	1958年5月18日	1983年4月 株式会社関西相互銀行(現株式会社関西みらい銀行)入行 2000年7月 株式会社日鳥大和入社 2003年9月 株式会社三協運輸サービス入社 2016年9月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2017年3月 当社取締役就任 2017年3月 当社総務経理部長就任 2017年5月 当社常務取締役就任(現任) 2020年9月 当社管理本部長兼管理部長就任(現任)	12,100
4 (再任)	管理本部 総務部長	柳澤 謙介	1967年11月20日	1988年5月 株式会社三協運輸サービス入社 1996年7月 株式会社三協運輸サービス統括部長就任 2000年12月 株式会社三協ファーストフレート取締役就任 2000年12月 株式会社三協マイスタッフ取締役就任 2016年3月 株式会社三協運輸サービス取締役就任 2017年3月 当社取締役就任(現任) 2017年3月 当社首都圏本部長就任 2020年9月 当社管理本部総務部長就任(現任)	10,300
5 (再任)	西日本事業部長	早坂 貴幸	1973年6月13日	1992年4月 株式会社三協運輸サービス入社 2014年3月 当社西日本支店支店長就任 2019年5月 当社取締役就任(現任) 2020年9月 当社西日本事業部長就任(現任)	10,300
6 (新任)	経営企画室長	関口 義之	1963年8月3日	1986年10月 株式会社トヨタカローラ長野入社 1991年3月 株式会社アップル運輸入社 2010年1月 株式会社アップル運輸執行役員就任 2010年4月 長野物流事業協同組合理事就任 2015年4月 株式会社丸善急行入社専務取締役就任 2017年1月 当社入社 2018年5月 当社総合物流企画室長就任 2020年1月 当社経営企画室長就任(現任)	—

候補者番号	職名	氏名	生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有株式数(株)
7 (再任)	—	武田 茂	1952年9月11日	1978年10月	監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所	—
				1983年4月	日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)入社	
				1988年8月	武田公認会計士事務所開設(現任)	
				1994年9月	トッキ株式会社社外監査役就任	
				2012年8月	税理士法人KOA代表社員就任(現任)	
				2017年3月	当社監査役就任	
				2019年5月	当社社外取締役就任(現任)	
				2019年8月	一般社団法人三安協監事就任(現任)	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 武田茂氏は、社外取締役候補者であります。
3. 武田茂氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として経営に関する高い見識を有しており、有意義な助言や意見をいただけると判断したためであります。
4. 社外取締役候補者武田茂氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本総会終結の時をもって、4年であります。
5. 当社は武田茂氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は法令が定める額としております。武田茂氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役澤田雪児氏、細川律夫氏及び横塚章氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。監査役細川律夫氏は本総会終結の時をもって退任されます。つきましては、監査役を1名減員し、2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	職名	氏名	生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有株式数(株)
1 (再任)	監査役 (非常勤)	澤田 雪児	1966年9月12日	1990年4月	大和証券株式会社入社	—
				1991年4月	井上斉藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所	
				2004年4月	澤田公認会計士事務所所長(現任)	
				2019年5月	当社常勤監査役就任	
				2020年5月	当社監査役就任(現任)	
2 (再任)	監査役 (非常勤)	横塚 章	1954年7月14日	1985年4月	弁護士登録	—
				1985年4月	東京弁護士会	
				1985年4月	日本弁護士連合会	
				1985年4月	弁護士倫理委員会 委員	
				2019年5月	当社監査役就任(現任)	

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 役員賞与支給の件

当社の業績等を勘案して、当期末時点の取締役6名（うち社外取締役1名）及び監査役4名（うち社外監査役3名）に対し、役員賞与総額14,640,000円（取締役分12,840,000円、社外取締役分360,000円、監査役分1,440,000円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、本議案は、当社の事業規模やこれまでの支給実績等を総合的に勘案し、取締役会で決定しており、相当なものであると考えております。

（なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。）